

平成十七年十月三十一日提出
質 問 第 六 三 号

死刑執行に関する質問主意書

提出者 保坂展人

死刑執行に関する質問主意書

九月十六日に大阪拘置所で実施された北川晋死刑確定者の刑執行に関して、以下質問する。国会法所定の期限内に答弁されたい。

(1) 十月七日の衆議院法務委員会で、冤罪と死刑について質問した。一九八〇年代、死刑確定者の再審無罪は四件もあり、今年に入り、名張毒ぶどう酒事件の再審開始決定が出た。政府はこれまでに刑を執行した死刑確定者の中に、冤罪の人が含まれていた場合、どのように責任を取るのか。

(2) 南野法務大臣は九月十六日の死刑執行を決裁した際のことを後に国会で「私といたしましては、その裁きをした方、そのあり方を尊重いたします。そういう観点からすると、冤罪かなと思うようなことについては、私は思いをめぐらさなかったということを申し上げたい」と答弁した。最終決裁者は自分なりに確信を得るまで調べないのか。

(3) 二〇〇一年に刑を執行された長谷川敏彦死刑確定者の事件で、被害者の遺族が刑の執行をやめてほしいと何度も法務省に要請していた。被害者感情をどのように考えているのか。

(4) 今回の北川死刑確定者の執行に際し、被害者の遺族感情をあらためて確認したか。確認していない

とすれば、遺族の心情はずっと変化しないものと考えているのか。

右質問する。